

第二章及び第二章の二を次のように改める。

第二章 削除

第十九条から第二十二條まで 削除

第二十四條の三第二号及び第四号中、「他の請求項」の下に、「の記載」を加える。

第二十五條の七第一項中、「第三十六條の二第二項」の下に、「又は第四項」を加え、同条に次の三項を加える。

4 特許法第三十六條の二第四項の規定により翻訳文を提出する場合には、同項に規定する期間内に様式第三十一の九により作成した回復理由書を提出しなければならない。

5 前項の回復理由書を提出する場合には、特許法第三十六條の二第四項に規定する正当な理由があることを証明する書面を添付しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 第四項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容（当該回復理由書に係る事件の表示を除く。）が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

第二十七條の三の二中、「第三十條第四項」を、「第三十條第三項」に改める。

第二十七條の四第一項中、「第三十條第一項若しくは第三項」を、「第三十條第二項」に、「第三十條第四項」を、「第三十條第三項」に、「同条第一項若しくは第三項」を、「同条第二項」に改める。

第二十七條の五第一項中、「第三十六條の二第四項」を、「第三十六條の二第六項」に改める。

第二十九條中、「第三十九條第七項」を、「第三十九條第六項」に改める。

第三十一條第一項中、「第三十條第四項」を、「第三十條第三項」に改める。

第三十一條の二第二項中、「以下、大学等技術移転促進法」というを削り、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法を、若しくは産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に改め、第五十七條の下に、「の規定の適用を受けようとするとき」を加え、第十七條第二項第一号から第五号まで、第十号及び第十一号の規定の適用を受けようとするときは、を「第十七條第二項の規定の適用を受けようとするとき（同条第一項第一号から第三号までに掲げる者が出願審査の請求をするときに限る。）は、に改め、同条第三項中、「第十七條第二項第六号から第九号まで又は第十八條」を、「第十七條第二項の規定の適用を受けようとするとき（同条第一項第四号又は第五号に掲げる者が出願審査の請求をするときに限る。）又は同法第十八條」に改める。

第三十六條の見出し及び同条中、「正当権利者」を、「特許を受ける権利を有する者」に改め、同条中、「承継しない者である」を、「有していない」に改める。

第三十八條の二第二項中、「第八十四條の四第四項」を、「第八十四條の四第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 特許法第八十四條の四第四項の規定により翻訳文を提出する場合には、同項に規定する期間内に様式第三十一の九により作成した回復理由書を提出しなければならない。

3 前項の回復理由書を提出する場合には、特許法第八十四條の四第四項に規定する正当な理由があることを証明する書面を添付しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 第二項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容（当該回復理由書に係る事件の表示を除く。）が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

第三十八條の十三の二第一項中、「第八十四條の四第一項」の下に、「又は第四項」を加える。

第三十八條の十六第三号中、「登録した」を削る。

第七章を削り、第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

第六章 特許権の移転の特例

（特許権の移転の特例）  
第四十條の二 特許法第七十四條第一項の規定による特許権の移転の請求は、自己が有すると認めの特許を受ける権利の持分に応じてするものとする。

第四十六條の次に次の二條を加える。

（一群の請求項）

第四十六條の二 特許法第二百二十六條第三項の經濟産業省令で定める関係は、次の各号に掲げるものとする。

一 一の請求項の記載を引用する他の請求項の記載を、さらにこれらの請求項以外の請求項が引用する、又は引用することを繰り返す関係

二 一の請求項の記載を複数の請求項が引用する関係

三 複数の請求項（訂正審判又は第三百三十四條の二第一項の訂正の請求がされるものに限る。）の記載をその他の請求項が引用する関係

四 一の請求項の記載を他の請求項が引用する関係又は前三号の関係のうちいずれか一又は複数の関係が、当該関係に含まれる請求項を介して他の一又は複数の関係と一体として特許請求の範囲の全部又は一部を形成するように連関している関係

（請求の趣旨及びその理由の記載）  
第四十六條の三 特許法第二百三十一條第三項（同法第二百三十四條の二第九項において準用する場合を含む。）の經濟産業省令で定めるところによる請求の趣旨の記載は、同法第二百二十六條第三項（同法第二百三十四條の二第九項において準用する場合）、同条第二項及び第三項、及び第四項（同法第二百三十四條の二第九項において準用する場合を含む。）の規定に適合するように記載したものでなければならない。

2 特許法第二百三十一條第三項の經濟産業省令で定めるところによる請求の理由の記載は、請求項ごとに請求をする場合にあつては、訂正した特許請求の範囲に記載された請求項ごと（一群の請求項）ごとに請求をする場合にあつては、当該請求項を含む一群の請求項ごと）に明細書又は図面の訂正との関係を記載したものでなければならない。

第四十七條第三項中、「第三百三十四條の二第三項」を、「第三百三十四條の二第五項」に改める。

第四十七條の六中、「第三百三十四條の三第一項」を、「第三百三十四條の三」に改める。

第五十條の二の次に次の一條を加える。

（訂正の請求の取下げ）

第五十條の二の二 特許法第二百三十四條の二第七項の請求の取下げは、様式第六十五の五の二によりしなければならない。

第五十條の五の次に次の一條を加える。

（訂正の請求の取下げの通知）

第五十條の五の二 特許法第二百三十四條の二第七項の訂正の請求の取下げがあつたときは、審判長は、その旨を相手方に通知しなければならない。

第五十條の六の次に次の一條を加える。

（審決の予告）

第五十條の六の二 特許法第二百六十四條の二第一項の經濟産業省令で定めるときは、被請求人が審決の予告を希望しない旨を申し出なかつたときであつて、かつ、次に掲げるときとする。

一 審判の請求があつて審理を開始してから最初に事件が審決をするのに熟した場合にあつては、審判官が審判の請求に理由があると認めるとき又は特許法第二百三十四條の二第一項の訂正の請求（審判の請求がされている請求項に係るものに限る）を認めないとき。